ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)及び(2)に該当するもの）
(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、原職等復帰措置を実施する事業所の中小企業事業主であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間が三箇月以上あり、当該被保険者の業務を当該事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じ、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、六箇月以上継続して雇用したもの
(2)　(1)に規定する取組の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育児休業等支援コース助成金の支給の対象となる最初の被保険者（(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）が生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの
(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること

ハ～ホ　（略）

ニ　次のイからホまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(1)又は同号ロ(1)に該当する被保険者の数の合計が十を超える場合の同号イ又は同号ロの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）

イ　前号イに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）

ロ　前号ロに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）

ハ　前号ハに規定する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
(2)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

ニ　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はホ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
(2)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　同号ニ(1)に該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）を超える場合は、千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）を超える場合は、二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）までの支給に限る。）を乗じて得た額

（新設）

ロ～ニ　（略）

ニ　次のイからニまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

（新設）

ロ　前号ロに規定する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ロに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
(2)　前号ロに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

ハ　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はニ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
(2)　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　前号ハに該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）を超える場合は、千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）を超える場合は、二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）までの支給に限る。）を乗じて得た額